



スマート機械及び5Gシステム投資税額控除細則の草案公表

2019年7月3日に総統より公布された産業革新条例第10条の1に関して、8月29日に經濟部が「会社又は有限責任組合のスマート機械又は5G移動通信システム投資税額控除細則」の草案を公表しました。

産業革新条例第10条の1は、直近3年において環境保護、労働、又は食品安全衛生等の関連法令に違反がないという条件を満たす会社又は有限責任組合が、2019年1月1日から2021年12月31日にスマート機械へ投資する場合に、又は2019年1月1日から2022年12月31日に5Gシステムに投資し新たに関連のソフト・ハードウェア、技術又は技術サービスを導入する場合に、同一課税年度のその支出額がNT\$100万以上NT\$10億以下の範囲において、支出額の5%を上限として、当年度の営利事業所得税額から控除する、又は支出額の3%を上限として、当年度より3年間にわたって各事業年度の営利事業所得税額から控除することができるものです。

經濟部公表草案の主要ポイントは以下の通りです。

適用対象の要件

スマート機械とは、一定のスマート化機能を有する技術を用いた機械を指します。また、5Gシステムとは、生産効率の向上又はスマートサービスの提供のため、関連技術、設備(テスト用を含む)又はバーティカル産業向けアプリケーションシステムを運用したものを指します。これらに支出する際には、統一發票、輸入通関申告書等の当初の証憑及び関連支払証明書を取得する必要があります。

当該投資税額控除は時限的な租税優遇措置として計画され、実際の支出の発生を重視しています。そのため、税額控除における「当年度」とは、取得した統一發票の所属年度を指し、統一發票を取得しない投資の場合は支払年度により認定されます。

適用手続

営利事業者が当該投資税額控除の適用を申請する場合、投資効果を記載した投資計画書を提出し、当年度の所得税確定申告期間の開始4个月前から申告期間終了日(12月決算の場合は翌年の1月1日から5月31日)までに、經濟部の申請システムにオンライン登録し、投資計画書及び所定の関連支出証明書類をアップロードする必要があります。期限を過ぎた場合、申請することは出来ません。また、同一課税年度における当該投資税額控除の申請は1回を上限とします。よって、システムから申請完了の通知を受けた後、再申請又は登録を修正することは出来ません。

中央目的事業主務機関は、電子署名法の規定に基づき、システムから上述のオンライン申請の査定結果を営利事業者へ発送し、これを以て送達したと見なします。

その他、営利事業者は所得税確定申告時に、規定のフォームに記入し、関連支出証明書類を添付の上、税務当局へ提出し、投資税額控除の査定を受けます。

設置場所

機械又はシステムを自社が保有する又は賃借する生産場所又は営業場所に設置する必要があります。但し、業種の特性により、特定の場所に設置する必要がある場合はこの限りではありません。設置場所に変更がある場合は自主的に税務当局へ届出をする必要があります。

同一事項への租税優遇の重複適用の禁止

営利事業者がスマート機械又は5Gシステムへ投資し、その支出金額がすでに他の法令による租税優遇を受けている場合、重複して当該投資税額控除を受けることは

出来ません。例えば、「海外資金送金管理運用及び課税条例」に基づく租税優遇を適用し海外から送金した投資収益は同一資金と見なされ、当該投資税額控除を受けることは出来ません。

一方、未処分利益は課税後の利益の累計であるため、「同一資金」の範囲に属しません。よって、利益発生年度の翌年より3年以内に未処分利益による実質投資を行い、産業革新条例第23条の3に規定による減免を適用する場合、租税優遇の重複適用の問題は生じません。

KPMGの見解

当該投資税額控除を適用するためには、適用対象の投資をする営利事業者は、投資効果を記載した投資計画書に基づき、規定の期間内(3年又は4年)に購入・支払を完了し、期限内に関連申請作業を完了する必要があります。

注:本文の内容は現在、草案段階であり、実際の適用においては正式な条文に準じます。

作者

パートナー 陳志愷

副総経理 施淑惠

KPMG Taiwan Network

台北事務所

台北市信義路5段7号68F
Tel : 02 8101 6666
Fax : 02 8101 6667

新竹事務所

新竹市科学工業園区展業一路11号
Tel : 03 579 9955
Fax : 03 563 2277

台中事務所

台中市西屯区40758文心路二段
201号7F
Tel : 04 2415 9168
Fax : 04 2259 0196

台南事務所

台南市中区700民生路2段279号16F
Tel : 06 211 9988
Fax : 06 229 3326

高雄事務所

高雄市前金区中正四路211号12Fの6
Tel : 07 213 0888
Fax : 07 271 3721

日本業務組主要担当者紹介

日本業務組連絡先 (日本語対応可能)

台北事務所

Tel : 02 8101 6666 (代表)
Fax : 02 8101 6667

パートナー

李 宗霖

パートナー

T +886 (2) 8758 9946 内線番号 : 02337
E johnnylee@kpmg.com.tw

林 琇宜

パートナー

T +886 (2) 8758 9688 内線番号 : 02587
E slin1@kpmg.com.tw

陳 彦富

パートナー

T +886 (2) 8758 9995 内線番号 : 02909
E byronchen@kpmg.com.tw

友野 浩司

パートナー

T +886 (2) 8758 9794 内線番号 : 06195
E kojitomono@kpmg.com.tw

記帳部門 (記帳代行、個人所得税、給与計算等)

蔡 文惠

パートナー

T +886 (2) 8758 9992 内線番号 : 00584
E eileentsai@kpmg.com.tw

登記部門 (会社設立、ビザ取得等)

李 美儀

シニアマネジャー

T +886 (2) 8758 9780 内線番号 : 02340
E migilee@kpmg.com.tw

日本人顧問

横塚 正樹

T +886 (2) 8758 9751 内線番号 : 16991
E masakiyokokozuka@kpmg.com.tw

須磨 亮介

T +886 (2) 8758 9926 内線番号 : 17640
E ryosukesuma@kpmg.com.tw

発行責任者

KPMG 台湾

日本業務組 統括 林 琇宜

kpmg.com/tw

© 2019 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Taiwan.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.